

大阪・関西万博鳥取県スペース（仮称）等展示基本計画策定支援業務仕様書

1 業務名 大阪・関西万博鳥取県スペース（仮称）等展示基本計画策定支援業務
（以下「本業務」という。）

2 業務期間 契約締結日から令和5年6月30日（金）まで

3 業務の目的

2025年に開催される大阪・関西万博（以下、「万博」という。）に向け、鳥取県は関西広域連合が建築する関西パビリオン内の府県独自展示スペース（以下、「鳥取県スペース（仮称）」という。）での展示における展示基本計画を策定する。

本業務は、展示基本計画の策定に向け、効果的、効率的かつ実現性の高い展示構成や展示内容、また、展示制作までの工程、運営方法などを検討し、決定していくための業務の支援を目的としている。

4 鳥取県スペース（仮称）の基本的な考え方

世界にアピールできる鳥取県独自の魅力である「まんが」「自然」「食」などの観光資源を活用した効果的なPR（他府県の展示内容との差別化・世界に向けてのPR）を実施する。

あわせて、大阪・関西万博を契機とした国内外から鳥取県への誘客に係るプロモーション計画を策定し、万博会場内外におけるプロモーションとの相乗効果が得られる取組を展開していく。

5 展示概要

(1) 展示会場

ア 関西パビリオン「鳥取県スペース（仮称）」

- ・所在地 大阪府大阪市此花区夢洲 大阪・関西万博会場内
- ・展示面積 126 m²

(2) 展示期間 令和7年4月13日～10月13日（予定）

6 業務の内容

(1) 大阪・関西万博鳥取県スペース（仮称）等展示基本計画の策定支援

ア 鳥取県スペース（仮称）の展示に関すること

- (ア) 展示構成と展示内容の検討・計画
- (イ) 展示手法、展示空間構成及び演出手法の検討・計画
- (ウ) 万博会場内から鳥取県スペース（仮称）への誘導動線の検討・計画
- (エ) 万博を契機とした鳥取県への観光誘客に係るプロモーション計画
- (オ) イメージパースの作成
- (カ) 展示設計に必要となる建築物の要件整理
- (キ) 展示設計・制作概略工程の作成

イ 運営計画

- (ア) 運営基本方針の検討・計画
- (イ) 運営体制の検討・計画 スタッフ・ボランティア等の配置の検討・整理など
- (ウ) 多言語対応に関する検討・計画

ウ 関西広域連合 web パビリオンとの連携方策

- (ア) 連携に関する検討・整理

エ 設計・制作概算費の算出

- (2) 展示基本計画策定に必要となる各種調査
- (3) 大阪・関西万博鳥取県スペース（仮称）等展示基本計画書の作成

7 成果品、提出期限及び納品場所

- (1) 成果品 大阪・関西万博鳥取県スペース（仮称）等展示基本計画書
- (2) 提出部数
 - ア 大阪・関西万博鳥取県スペース（仮称）等展示基本計画書 50 部
 - イ アにかかる電子データ一式（媒体は CD-R 又は DVD-R）

※成果品としての PDF データのほか、編集可能なデータもあわせて提出すること
- (3) 提出期限 令和5年6月30日
 - ※全体概要、展示設計及び展示制作にかかるコスト、スケジュール等について記載された素案を令和5年3月頃に提出すること。
- (4) 納入先 鳥取県交流人口拡大本部観光交流局国際観光誘客課

8 著作権及び二次利用

- (1) 受託者は、成果品に使用するすべてのものについて、必ず著作権等の了承を得て利用すること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (2) 本業務実施に伴う成果品及び成果品に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、鳥取県に帰属し、本業務終了後においても鳥取県が自由に無償で使用、加工できるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

9 再委託の禁止

- (1) 受託者は、鳥取県の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 鳥取県は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

10 その他

- (1) 本業務の遂行に当たって、発注者である鳥取県と十分に協議及び調整を行うこと。
- (2) 発注者は、本業務が完全に履行された場合に委託料を支払う。履行されない内容がある場合、又は履行内容が企画提案資料の内容と著しく異なる場合は、委託料の全部又は一部を払わないので、あらかじめ注意すること。
- (3) 「まんが」を使った展示内容については、委託事業者決定後に県と著作権元と委託事業者の3者で協議を行う。
 - なお、今回「まんが」の提案を行うにあたっては、著作権元との事前の調整は行ってはならない。